平成31年４月７日執行

香川県議会議員選挙執行日程表

凡　　例

（県委員会）	県選挙管理委員会	（運　規）	香川県公職選挙運動公営等実施規程	（特例令）	地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律施行令
（推進協議会）	明るい選挙推進協議会	（ﾎﾟｽﾀｰ条例）	香川県議会議員の選挙におけるﾎﾟｽﾀｰ掲示場の設置に関する条例	（自治法）	地方自治法
（市町委員会）	市町選挙管理委員会	（公報条例）	香川県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例	（自治令）	地方自治法施行令
（施設管理者）	個人演説会を開催することができる公営施設の施設管理者	（公営条例）	香川県議会議員及び香川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例	（地教法）	地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（　法　）	公職選挙法	（特例法）	地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律	（地教令）	地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令
（　令　）	公職選挙法施行令			（合併法）	市町村の合併の特例に関する法律
（規　則）	公職選挙法施行規則			（合併令）	市町村の合併の特例に関する法律施行令
（事　規）	公職選挙事務取扱規程				

月日	曜	選挙期日前後	県委員会・選挙長等の行う事務	執行者	関係法令	市町委員会等の行う事務	執行者	関係法令
		告示日前の適当な日	1　寄附等の禁止期間の周知	県委員会	法199の2.199の5 特例法6	1　個人演説会場の指定及び県委員会への報告	市町委員会	法161
			2　直接請求のための署名収集の禁止期間の周知	〃	自治法第2編第5章 自治令第2編第2章 地教法8 地教令3 合併法4.5.61 合併令2　特例令2	2　ポスター掲示場の設置場所の告示及び県委員会への報告(予め)	〃	ﾎﾟｽﾀｰ条例1 法144の2 運規11の2
						3　不在者投票（郵便等による不在者投票を含む。）の投票用紙及び投票用封筒の請求受付	市町委員会 委員長	法49　令50.59の4 令59の5の4
						4　個人演説会の施設の整備の程度その他使用に関する定めの公表及び候補者が納付すべき費用の額の公表(市町委員会の承認)	施設管理者	法161 令119.121
			3　ポスター掲示場の区画数の指示	県委員会	運規11の3			
			4　立候補予定者に対する説明会の開催	〃		5　不在者投票（郵便等による不在者投票を含む。）の投票用紙及び投票用封筒の郵便等による発送開始	市町委員会	法49 令53.59の4 令59の5の4
			5　個人演説会場の指定の告示	〃	法161			
3/28	木	(前)10	1　選挙時登録日現在選挙人名簿登録者数の報告受領	県委員会	法22 令22 特例令1 通知	1　ポスター掲示場の設置完了期限	市町委員会	ﾎﾟｽﾀｰ条例1 法144の2 運規11の3
			2　立候補届出受付準備	選挙長 県委員会		2　選挙時登録日現在選挙人名簿登録者数を県委員会に報告	〃	令22
3/29	金	9 告示日	1　選挙期日の告示	県委員会	特例法1.2	1　期日前投票所の告示及び告示した旨の投票管理者への通知	市町委員会	法39.41.48の2
			2　選挙長及び同職務代理者の選任告示	〃	法75　令80.81	2　期日前投票所の投票立会人を選任した場合の本人及び投票管理者への通知期限	〃	法38.48の2 令27 事規14
			3　投票用紙の様式の告示	〃	法45　規則5	3　投票管理者及び同職務代理者の選任告示（予め同意）	〃	法37.48の2 令24.25 事規12
			4　投票用紙、不在者投票用封筒、郵便等による不在者投票用封筒及び仮投票用封筒に押すべき印の告示	〃	規則5.8.10.10の5 10の5の4	4　開票管理者及び同職務代理者の選任告示（予め同意）	〃	法61 令67.68 事規24
			5　選挙立会人のくじを行うべき場所及び日時の告示（予め）	選挙長	法76.62 事規30.25	5　投票所（共通投票所）及び期日前投票所の開閉時刻を繰り上げ、又は繰り下げる旨の告示及び投票管理者への通知（予め）（県委員会に届出（投票所及び共通投票所のみ））	〃	法40.41の2.48の2 事規16
			6　選挙会の場所及び日時の告示（予め）	県委員会	法77.78			
			7　開票の事務を選挙会の事務に併せて行うかどうかの告示	〃	法79			
			8　選挙長の事務を取り扱う場所の告示	〃				
			9　香川県選挙管理委員会の事務を取り扱う場所の告示	〃				
			10　ポスター掲示場にポスターの掲示を開始することができる期日の告示	〃	法144の2	6　不在者投票の投票用紙及び投票用封筒の交付場所の告示	〃	
						7　開票立会人のくじを行うべき場所及び日時の告示（予め）	〃	法62 事規25
			11　選挙公報掲載順序のくじを行うべき場所及び日時の告示(予め)	〃	公報条例4 運規41	8　氏名等掲示の掲載順序のくじを行うべき場所及び日時の告示	〃	法175 運規46
			12　選挙運動に関する支出金額の制限額の告示	〃	法194.196 令127	9　個人演説会の施設（公営施設使用）の使用予定表の受理（最新のものを常に確認のこと。）	〃	令118
			13　実費弁償及び報酬の額を定める告示	〃	法197の2 令129			
			14　選挙公営（経費）関係届出等の受付場所の告示	〃		10　個人演説会（公営施設使用）開催申出受付開始（開催不能の場合通知）	〃	法163 令112.113.114 運規31
			15　立候補届出受付開始	選挙長	法86の4 令89			
			16　立候補届出期限	〃	法86の4	11　個人演説会の施設の管理者に対する開催申出があった旨の通知（その都度）	〃	令115.124
			17　候補者交付物及び証明書類の交付	〃	法13章			
				県委員会		12　個人演説会開催の可否に関する管理者の通知（その都度）	施設管理者	令116.117.120
			18　選挙立会人届出受付開始	選挙長	法76.62 令82.69 事規30.25	13　投票所入場券の交付（告示以後できるだけ速やかに。）	市町委員会	令31
						14　選挙事務所設置（異動）届出受付開始	〃	法130 令108 運規2の2
			19　選挙事務所設置（異動）届出受付開始	県委員会	法130.131 令108 運規2の2	15　開票立会人届出受付開始	〃	法62 令69
						16　投票記載所の氏名等掲示の掲載順序のくじ執行	〃	法175
			20　出納責任者選任（異動・職務代行）届出受付開始	〃	法180.182.183 運規50の7	17　期日前投票所及び市町委員会委員長が管理する不在者投票記載場所内に掲示する氏名等掲示用データの受信	〃	法175
			21　報酬を支給する選挙運動のために使用する者の届出受付開始	〃	法197の2 令129	18　立候補（異動）、届出却下、同辞退（法91Ⅱ、法103Ⅳ該当を含む。）又は死亡の通知を受けた場合の投票管理者及び開票管理者への通知	〃	令92 事規33
			22　選挙公報掲載申請受付開始	〃	公報条例3 運規10章			
			23　選挙公報掲載申請期限	〃	公報条例3			
			24　選挙公報掲載文の掲載順序のくじ執行	〃	公報条例4 運規41	19　候補者が死亡したことを知った場合は直ちに選挙長に通知	住所地市町長	令92
			25　選挙運動用ビラ証紙交付開始	〃	法142 運規3章の2	20　候補者につき法第11条第3項の通知を受けた場合は直ちに選挙長に通知	住所地市町委員会	令92
			26　選挙公営（経費）関係届出受付及び確認書交付開始	〃	公営条例3.4.7.8 運規11章の2			
						21　ポスター掲示場にポスター掲示開始	候補者	ﾎﾟｽﾀｰ条例1 法144の2

月日	曜	選挙期日前後	県委員会・選挙長等の行う事務	執行者	関係法令	市町委員会等の行う事務	執行者	関係法令
3/29	金	9 告示日	27　政治団体確認申請受付開始（確認書等の交付） 28　政談演説会開催届出受付開始（証紙交付） 29　政治活動用ポスター証紙交付開始 30　政治活動用ビラの届出受付開始 31　機関紙（誌）の届出受付開始 32　候補者がポスターを掲示することができる区画番号（届出順）を候補者及び市町委員会に通知 33　期日前投票所及び不在者投票管理者のうち当該市町選挙管理委員会委員長の管理する投票を記載する場所における候補者の氏名等掲示用データを市町委員会に送信 34　立候補（異動）、届出却下、同辞退（法91Ⅱ、法103Ⅳ該当を含む。）、死亡の告示及び県委員会への報告並びに市町委員会、候補者の住所地の市町長及び市町委員会への通知 35　選挙に対する関心を高める運動展開	県委員会 〃 〃 〃 〃 〃 〃 選挙長 推進協議会 県委員会	法201の8 令129の4 運規13章 法201の8.201の11 令129の5 法201の8.201の11 運規57の2～57の4 法201の8.201の11 運規53の5 法201の15 運規58 法144の2 運規11の5 法86の4 令92 事規33 法6	22　選挙人名簿又は抄本の閲覧の中止 23　選挙に対する関心を高める運動展開	市町委員会 推進協議会	法28の2.28の3 法6
3/30	土	8	1　選挙公報印刷開始 2　候補者の被選挙権等について候補者の住所地の市町長及び市町委員会並びに本籍地の市区町村長に調査依頼	県委員会 選挙長	事規32	1　期日前投票所及び不在者投票管理者のうち当該市町委員会委員長の管理する投票を記載する場所内に候補者の氏名等の掲示開始 2　期日前投票所の投票管理者への選挙人名簿抄本の送付期限（期日前投票所を設ける期間の初日において当該期日前投票所を開く時刻までに） 3　不在者投票（郵便等による不在者投票を含む。）の投票用紙及び投票用封筒等の交付開始（郵便等による発送を除く。） 4　期日前投票所の投票立会人が２人に達しないとき、又は達しなくなったときの選任及び通知 5　期日前投票所の投票箱に何も入っていないことの確認（新たな投票箱を使用する場合はその都度） 6　期日前投票・不在者投票開始 7　期日前投票における投票録の作成（各日） 8　投票箱を閉鎖する場合の措置（かぎの封印）	市町委員会 〃 市町委員会 委員長 投票管理者 〃 〃 選挙人 投票管理者 〃	法175 令28.49の７ 法49 令50～54.59の4 59の5の4 規則8の2～10.10の4 10の5.10の5の3 10の5の4 事規21 法38.48の２ 事規14 令34.49の７ 法48の2.49 令55～58 59の5.59の5の4.59の6 令49の9 令49の7.43
3/31	日	7	1　選挙公報印刷終了、市町委員会への配布	県委員会		1　個人演説会（公営施設使用）開始 2　選挙公報の受領	候補者 市町委員会	法161.163 令112～125
4/1	月	6				1　選挙公報を各世帯に配布開始	市町委員会	公報条例5　運規44
4/2	火	5				1　投票所（共通投票所）の告示期限、告示した旨の投票管理者への通知 2　開票の場所及び日時の告示（予め）	市町委員会 〃	法39.41.41の2 事規17 法63.64 事規26
4/3	水	4				1　郵便等による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求期限	市町委員会 委員長	法49 令59の4
4/4	木	3	1　補充立候補届出期限 2　選挙立会人届出期限（くじを行うこととなった場合は、その旨通知） 3　選挙立会人の届出のあった者が３人に達しないときの選任及び通知 4　選挙立会人が定まったときの本人への通知 5　選挙会事務従事者の選任期限	選挙長 〃 〃 〃 県委員会	法86の4 法76.62 令82 法76.62　事規30 事規30	1　開票立会人届出期限（くじを行うこととなった場合は、その旨通知） 2　開票立会人の届出のあった者が３人に達しないときの選任及び通知 3　投・開票事務従事者任命期限、事務の分担取扱手続の決定及び関係法令等の周知 4　投票立会人を選任した場合の本人及び投票管理者への通知期限 5　開票立会人が定まった場合の本人及び開票管理者への通知 6　特定国外派遣隊員の不在者投票における投票用紙及び投票用封筒請求期限	市町委員会 〃 〃 〃 〃 〃 委員長	法62 令69 法62 事規25 法38 令27 事規14 法62 令70の2 事規25 法49 令59の5の4

月日	曜	選挙期日前後	県委員会・選挙長等の行う事務	執行者	関係法令	市町委員会等の行う事務	執行者	関係法令
4/5	金	2	1　選挙立会人のくじ執行（10人を超えるとき、同一政党３人以上のとき）	選挙長	法76	1　開票立会人のくじ執行（10人を超えるとき、同一政党３人以上のとき）、定まった場合の本人及び開票管理者への通知 2　補充立候補があった場合に投票記載所の氏名等掲示の掲載順序のくじ執行	市町委員会 〃	法62 令70の2 事規25 法175
4/6	土	1	1　選挙期日現在選挙人名簿登録者数等の報告受領 2　選挙事務所設置状況調査 （選　挙　運　動　最　終　日）	県委員会 〃	通知	1　投票所（共通投票所）の設備その他の準備 2　選挙期日現在選挙人名簿登録者数等を県委員会に報告 3　選挙事務所設置状況調査 4　期日前投票所の投票箱、投票録、選挙人名簿抄本を選管に送致 5　選挙公報の配布期限 （期日前投票・不在者投票最終日）	市町委員会 〃 〃 投票管理者 〃	令32.33.48の3 規則6 通知 法55.48の2 法170 運規44 公報条例5
4/7	日	投票日	1　投票所を設けた場所の入口から300メートル内の区域に設けられた選挙事務所の閉鎖命令 2　投票状況結果速報の受理及び発表 3　投票点検結果速報の受理及び発表 4　候補者の被選挙権調査完了	県委員会 〃 〃 選挙長	法132.134 通知 通知 事規32	1　投票所（共通投票所）を設けた場所の入口から300メートル内の区域に設けられた選挙事務所の閉鎖命令 2　選挙人名簿又はその抄本の投票管理者への送付期限 また、指定投票区を指定した場合は、当該指定投票区に係る指定関係投票区の区域にかかる選挙人名簿又はその抄本の指定投票区の投票管理者への送付期限（いずれも投票所を開く時刻までに） 3　投票所内（共通投票所内）に候補者の氏名等を掲示 4　投票立会人が２人に達しないとき、又は達しなくなったときの選任及び通知 5　投票箱に何も入っていないことの確認 6　投票開始 7　不在者投票、不在者投票証明書及び同調書を投票管理者（投票をした選挙人が属する投票区が指定関係投票区であるときは、指定投票区の投票管理者）に送致完了 8　投票録を作成し、投票箱その他関係書類とともに開票管理者に送致 9　投票状況を県委員会に速報 10　期日前投票所の投票箱等を開票管理者に送致 11　開票所の設備その他の準備 12　開票立会人が３人に達しないとき、又は達しなくなったときの選任及び通知 13　開票開始 14　投票点検結果を市町委員会に速報 15　投票点検結果を県委員会に速報 16　開票録を作成し、投票点検結果を選挙長に報告 17　選挙人名簿又はその抄本、投票、投票録、開票録その他の資材を市町委員会に送付	市町委員会 〃 〃 投票管理者 〃 〃 市町委員会 委　員　長 投票管理者 投票立会人 市町委員会 〃 〃 開票管理者 〃 〃 市町委員会 開票管理者 〃	法41の2.132.134 令28 法41の2.175 運規11章 法38 事規14 令34 法40 令60.61 法54.55 通知 法48の2.55 令49の10 法63 法62 事規25 法65.66 通知 法66.70 令74 事規27 令75.76
4/8	月	(後)1	1　投票点検結果報告検収 2　選挙会の準備（開票の事務を併せて行う場合を除く。）	選挙長 〃	法66 令74 事規27 法77	1　投票点検結果報告	開票管理者	法66 令74 事規27
4/9	火	2	1　選挙立会人が３人に達しないとき、又は達しなくなったときの選任及び通知 2　選挙会の開催及び選挙録の作成（開票の事務を併せて行う場合を除く。） 3　選挙録及び選挙会に関する書類を県委員会に送付 4　当選人の住所、氏名等を県委員会に報告 5　県選挙管理委員会の開催 6　当選人に当選の旨を告知し、当選人の住所及び氏名を告示 7　当選証書の付与 8　知事に当選証書付与の報告	選挙長 〃 〃 〃 県委員会 〃 〃 〃	法76.62 事規30 法80.83 令85 法101の3 法101の3 法105 法108			
4/13	土	6				1　選挙人名簿又は抄本の閲覧開始（４月21日選挙執行市町委員会は注意）	市町委員会	法28の2.28の3
4/22	月	15	1　選挙運動に関する収支報告書の提出期限	出納責任者	法189			
4/24	水	17	1　供託物返還手続開始	選挙長	令93			